

★ 広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則（規則第四号）（建築課）

一 改正の要旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、次の規則について、必要な改正を行った。

- 1 広島県建築基準法施行細則
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

二 施行期日

令和六年四月一日